



●文中の「SC」はサービスセンターの略



高齢者の通いの場づくり に補助金を交付します

住民やボランティアが主体となり行う趣味活動や会食など、要支援者などが参加する通いの場の運営に補助します。対象経費や交付要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

〈広報ID番号 1025795〉
補助割合(上限額)

対象経費の5割(要支援者などの参加人数が10人未満は年6万円、10人以上は年9万円)

申請期間

8月11日(火)から予算額に達し次第終了

●問い合わせ

長寿福祉課 ☎(888)5668

見守り機器の購入やレンタル費用を助成します

次の対象となるかたが在宅で生活している際、道に迷う恐れがあるなどの不安を抱える世帯に対し、本人の位置情報を把握するための装置などの購入費用またはレンタル費用(半年分)を助成します。上限は1万円。詳しくはお問い合わせください。

対象となるかたは認知症のかた、知的障がいのあるかた、精神障がいのあるかたなど

●問い合わせ 秋田市社会福祉協議会 ☎(862)7445



お盆のお供え物は 8月16日(日)午前9時 までに指定の場所へ

お盆のお供え物は川などへ流さず、8月16日(日)午前6時～9時に、透明な袋に入れて指定場所へお出しください。

指定場所にはむしろを敷いています。それ以外の場所へは絶対に置かないようにお願いします。

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5709

川筋ごと地区ごとの指定場所

〔秋田地域(旧秋田市)の指定場所〕

- ◆旭川筋：堂ノ下橋、水源地跡地入口橋、山内橋、藤倉橋、松原橋、添川橋、新藤田橋、旭川橋、にがりかわはし、中島鉄橋、新中島橋、保戸野新橋、保戸野川反橋、鷹匠橋、とおりまちはし、一丁目橋、二丁目橋、三丁目橋、四丁目橋、五丁目橋、下新橋、刈穂橋、川口橋、旭橋、新旭橋、新川橋
- ◆秋田運河：勝平新橋

◆太平川筋：地主橋、仁部橋、三吉橋、館の越橋、本町橋、木曾石橋、八田橋、旧八田橋、松崎橋、広面一号橋、広面桜橋、桜大橋、横森橋、才八橋、百石橋、太平川橋

◆猿田川筋：御茶屋橋、猿田川橋、御鷹野橋、下水道汚水中継ポンプ場橋(左右)、開橋、開中道一号橋、開中道二号橋

◆草生津川筋：外旭川新橋、八柳橋、向山橋、草生津川橋、高野橋、三千刈橋、三本橋、イサノ橋、大道東橋、やばせ橋、面影橋

◆雄物川筋：秋田大橋、雄物新橋、秋田南大橋

◆新屋地区：秋田西中学校前新屋排水路

◆仁井田地区：猿田川端橋、庚塚橋、福島橋、目長田古川橋、下久保古川橋、下久保新橋、御野場新橋、新中島橋

◆金足地区：黒川橋、片中橋、福田橋、吉田多目的研修センター前、新高岡橋、浦山ふれあい広場入口、堀内橋、旧岩瀬橋

◆飯島地区：飯田街道(西袋ポプラ団地入口排水路橋)

◆新城川筋：五十丁橋、新城川橋、堀川大橋、飯島川端橋

◆下新城地区：笠岡公民館前、笠岡橋、堰根公民館前、岩城消防器具置き場前、榎の木公民館前、下小友消防器具置き場前、

上小友公民館前、長岡町内入口、青崎消防器具置き場前、幸町町内入口

◆土崎地区：雄物岸街区公園(土崎港西二丁目4)

◆上北手地区：荒巻橋、苗代沢橋

◆下北手地区：前谷地橋、赤平橋

◆御所野地区：御所野小学校プール脇の遊歩道

◆浜田地区：浜田地区コミュニティセンター前

◆四ツ小屋地区：城下当場公園の橋、下丁公民館の橋

〔河辺地域の指定場所〕

◆三内川筋：砂子淵橋、わたのは橋、飛沢橋(繫沢側)

◆岩見川筋：松沢橋(鶉養)、新川橋、東橋、台橋、野崎橋、岩見大橋、大沢橋、赤平橋、和田大橋(坂本)、式田橋、中の橋(戸島)、豊成橋

◆杉沢川筋：杉沢1号橋

◆神内川筋：奥出橋、神内橋

◆梵字川筋：畑ノ沢橋、河辺中学校橋、榊表橋、菜萁野橋

〔雄和地域の指定場所〕

◆雄物川筋：新波橋、中川橋、水沢橋、黒瀬橋

◆岩見川筋：本田橋、芝野橋

◆雄和地区：新不動橋、白山橋、繫橋、銅屋橋、相川橋、平尾鳥橋

◆沖村地区：沖村2号橋

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!



大切な森林資源の適切な管理を



森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を推進するため、平成31年4月から「森林経営管理制度」が始まり、森林所有者が適正な時期に伐採や造林、保育を行うことが責務とされました。

森林経営管理制度の概要

市が適切な管理が行われていない森林について調査を行い、森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか意向を確認します。

所有者が自ら森林の経営をできない場合は、市が仲介役となって意欲のある林業経営者に再委託を行い、森林の適切な管理を進めます。また、再委託ができない森林は市が直接管理することが可能となりました。

秋田市の森林の現状

秋田市は総面積の約7割が森林で、そのうちスギなどの民有人工林は森林面積全体の約4割です。

人工林は人が手を加え続けなければ、森林が本来持つ生物の多様性の保全や土砂災害の防止などの多面的機能が低下してしまうため、適正な管理を継続していく必要があります。

しかし、戦後の拡大造林により植栽された人工林は50年程が経過し、木材として利用する時期を迎えています。適正に管理されていない人工林も多く全国的な問題となっています。

意向調査の実施

制度の開始に伴い、森林所有者を対象に、森林の経営管理に関する意向調査を行います。今年度は河辺地域のかたが対象です。下記の対象地区のかたには通知をお送りしますので、ご協力ください。

【対象】北野田高屋、岩見三内、和田

* 予定している全地区の調査が完了するまで、10年程度を要する見込みです

問い合わせ▶農地森林整備課☎(888)5741



8月は飲酒運転追放 県民運動強化月間です

飲酒運転は、運転手本人はもちろん、車両やお酒の提供者、同乗者も厳しい罰則が科せられます。飲酒後は、公共交通機関を利用するなどして帰宅しましょう。「飲酒運転はしない、させない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

また、8月10日(月)まで夏の交通安全運動を実施しています。交通ルールを守り、歩行者へ思いやりを持った運転を心掛けましょう。

●問い合わせ

交通政策課☎(888)5766

特定個人情報保護評価書への「ご意見」を募集します

平成27年に作成した「特定個人情報保護評価書」の、①住民基本台帳に関する事務の全項目評価書と、②個人市・県民税の課税に関する事務の全項目評価書について、規定により評価の再実施を行います。

これに伴い、①と②の評価書に対するご意見を募集します。募集期限は8月31日(月)(必着)。ご意見は、個人情報を除き、原則、市ホームページで公開します。

資料閲覧場所▶市民の座(市役所1階)、各市民SC(中央・東部・南部別

館を除く)、駅東SC、市ホームページ(広報ID番号 1026034) 提出方法▶資料の閲覧場所にある用紙に必要事項を記入し、提出箱に投函してください。郵送、FAX、Eメールでも提出できます

【提出先・問い合わせ】

■①へのご意見

〒010-8560 秋田市役所市民課 ☎(888)5626

FAX(888)5627

Eメール ro-ctc@city.akita.akita.jp

■②へのご意見

〒010-8560 秋田市役所市民税課 ☎(888)5476

FAX(888)5474

Eメール ro-fnc@city.akita.akita.jp

出会い・婚活イベントの開催経費を助成します



結婚を希望する身のかたの出会いの機会を創出するため、企業や団体が開催する出会い・婚活イベントなどの開催経費を助成します。限度額は1回につき15万円です。

申請方法など詳しくは、左記ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50851>

●問い合わせ

県次世代・女性活躍支援課☎(860)1552